

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

「お客様を始めとする皆様から信頼される企業でありつづける」ために、経営の透明性・健全性を一層高めることや、法令等の遵守、適時適切な情報開示等を通じて、コーポレートガバナンスの強化・充実を図っております。

上記の基本的な考え方に基づき、以下の方針を定め、コーポレートガバナンス・コードの各原則に取り組み、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働いたします。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保いたします。
- (4) 取締役会の役割・責務を適切に遂行し、高度な監督機能と意思決定機能の確保に努めます。
- (5) 当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上の観点から、株主と建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-4】

平成28年度以降、取締役会において、政策保有株式について保有のねらいや合理性の検証を行う予定です。

【補充原則2-2-1】

平成27年度末までに、行動規範の遵守状況について確認し、取締役会で報告する予定です。

【補充原則4-11-3】

平成28年度以降、取締役会において、前年度の実績について、前年度の取締役会運営に関し、説明の十分性、議事進行の妥当性等の観点から、取締役会の実効性を評価し、その結果の概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

<方針>

様々なステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、中長期的な視点で企業価値の向上を図っていくため、相手企業との取引関係維持や連携強化、地域社会との関係維持等を目的として、政策保有株式を取得・保有いたします。

<議決権行使基準>

政策保有株式の議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するか否かという観点から、議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7】

当社の役員や主要株主等との取引を行う場合には、法令等の定めや当該取引の重要性等に従い、適宜、取締役会において取引の承認又は報告を通じた監視を実施いたします。

【原則3-1】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営計画等については、当社ホームページ(<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/>)において公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

<方針>

取締役の報酬については、企業価値及び業績の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役位に対して支給される現金報酬と、業績に連動して支給される報酬とから構成いたします。但し、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成いたします。

なお、阪急電鉄株式会社又は阪神電気鉄道株式会社の取締役を兼任する者については、同社の報酬の一部として株式報酬型ストックオプションを付与しております。

<手続>

上記方針に基づき、代表取締役、常勤監査役並びに当社から独立した立場にある社外取締役及び社外監査役で構成する企業統治委員会において、報酬制度及び内容について諮問したうえで、取締役会において報酬について決議いたします。

(4) 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

<取締役の選任方針>

当社グループの事業に精通した業務執行取締役に加え、各コア事業の視点を経営に反映させるため、各中核会社の代表者を取締役として選任するとともに、阪急阪神東宝グループの連携強化のため、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び東宝株式会社からも取締役を選任いたします。さらに、グループ経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図るため、当社から独立した立場にあり、かつ、豊富な経験と知見を有する複数の社外取締役を選任いたします。

<監査役の選任方針>

監査役監査の実効性及び効率性を確保するため、監査役会を設置したうえで、常勤の社内監査役と複数の社外監査役を選任いたします。社内監査役については、財務・会計・法令等に関する適切な知見を有している者のほか、事業分野における豊富な経験を有する者等適切な人材

を、社外監査役については、当社から独立した立場にあり、かつ、豊富な経験と専門的知見を有する者を、それぞれ選任いたします。

<手続>

上記方針に基づき、代表取締役、常勤監査役並びに当社から独立した立場にある社外取締役及び社外監査役で構成する企業統治委員会において、予め役員候補者の選任について諮問したうえで、取締役会において決議いたします。なお、監査役候補者については、予め監査役会において決議いたします。

(5) 個々の選任・指名についての説明

当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」に個人別の経歴等を示しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、取締役会が定める規則及び基準に基づき、法令、定款に定められた事項の承認のほか、当社及び当社グループの経営方針、経営戦略等に関わる事項や各コア事業の中期・年度経営計画等につき承認いたします。そのほか、グループ会社における重要投資案件等について適時グループ会社から報告を求めることで、グループ経営の監督を実施いたします。

【原則4-9】

社外役員の独立性の判断基準は以下のとおりです。

<独立性の判断基準>

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- 1 当社の主要な株主(総議決権の10%以上の議決権を保有するもの)の業務執行者(注1)
- 2 当社を主要な取引先とする者の業務執行者又は当社の主要な取引先の業務執行者(注2)
- 3 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 4 最近において次の(1)から(4)までのいずれかに該当していた者(注4)
 - (1) 1、2又は3に掲げる者
 - (2) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (3) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (4) 当社の兄弟会社の業務執行者
- 5 次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。の)近親者(二親等以内)
 - (1) 1から4までに掲げる者
 - (2) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (3) 当社の子会社の業務執行者
 - (4) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (5) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (6) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (7) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (8) 最近において前(2)～(4)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者
- 6 阪急阪神東宝グループの業務執行者
(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人をいう。
(注2)主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - 1 当社又は中核会社(阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、株式会社阪急交通社、株式会社阪急阪神エクスプレス、株式会社阪急阪神ホテルズ)から当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上上の2%以上の支払を受けていた者
 - 2 当社又は当社の中核会社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上上の2%以上の支払を行っていた者
 - 3 1・2にかかわらず、当社が借入を行っている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している者(注3)多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産をいう。
(注4)「最近において次の(1)から(4)までのいずれかに該当していた」場合とは、実質的に現在(1)から(4)までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、(1)から(4)までのいずれかに該当していた場合等が含まれる。

【補充原則4-11-1】

原則3-1(4)に記載のとおりです。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役における他の上場会社の兼任状況は次のとおりです。

角 和夫

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役、東宝株式会社 社外取締役、株式会社東京楽天地 社外取締役

坂井 信也

朝日放送株式会社 社外取締役、山陽電気鉄道株式会社 社外取締役、株式会社神戸製鋼所 社外監査役

井上 礼之

ダイキン工業株式会社 取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員、関西電力株式会社 社外取締役

森 詳介

関西電力株式会社 代表取締役会長、ANAホールディングス株式会社 社外取締役、株式会社ロイヤルホテル 社外取締役

相岡 俊一

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役相談役

島谷 能成

東宝株式会社 代表取締役社長、株式会社東京楽天地 社外取締役

藤原 崇起

神姫バス株式会社 社外取締役

能上 尚久

オーエス株式会社 社外監査役、株式会社東京楽天地 社外監査役

川島 常紀

神戸電鉄株式会社 社外監査役

土肥 孝治

積水ハウス株式会社 社外監査役、関西電力株式会社 社外監査役

石井 淳蔵

レンゴー株式会社 社外監査役

【補充原則4-14-2】

社外役員を除く役員については、取締役・監査役が求められる役割を適切に果たすために必要な研修を実施するほか、各種研修、セミナー等を案内し費用負担することでトレーニングの機会を提供いたします。なお、社外役員については、企業統治委員会等において、当社グループの事業、財務、組織等に関する情報の提供を行います。

【原則5-1】

株主との対話については、グループ経営企画室が担当し、同室を管掌する取締役がIR活動全般を統括いたします。グループ経営企画室には専任のIR担当者を置き、財務・経理部門、総務・法務部門、広報部門と定期的に情報共有を行うこと等を通じて、連携してIR活動を推進いたします。

株主に対しては、当社ホームページによる情報開示や定期的な機関投資家向け説明会の開催等、当社の事業戦略や財務方針等に関する理解を深めていただくような活動を実施いたします。また、株主との対話(面談)についてはIR担当者が行いますが、株主の所有株式数や関心事項等を勘案し、必要に応じて担当取締役が面談いたします。

株主や機関投資家等から寄せられた意見や質疑応答の内容については、適宜、IR担当者が報告書を作成し、経営陣へのフィードバックを図ります。

株主との対話にあたっては、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に関する内容を主要テーマとするほか、決算発表前にサイレント期間を設けて対話を制限する等により、インサイダー情報の管理に留意いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	54,338,000	4.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	38,633,000	3.04
日本生命保険相互会社	29,023,956	2.28
株式会社三井住友銀行	21,909,418	1.72
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	21,037,369	1.65
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	14,920,074	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	13,982,000	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	13,972,000	1.10
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	13,936,597	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	13,886,000	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社や上場子会社など、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
井上 礼之	他の会社の出身者													
森 詳介	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 礼之	○	—	ダイキン工業株式会社の代表取締役を長年務められ、また、公益社団法人関西経済連合会の副会長も務めていることから、豊富な経営経験や財界人の視点からのご意見が期待できるため、社外取締役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。 なお、同氏は、証券取引所の定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。
森 詳介	○	—	当社グループ同様、公益性が期待される事業を営む関西電力株式会社の代表取締役を長年務められ、また、公益社団法人関西経済連合会の会長も務めていることから、豊富な経営経験や財界人の視点、企業の社会的責任という視点からのご意見が期待できるため、社外取締役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。 なお、同氏は、証券取引所の定める独立性

の判断基準において問題とされる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新** あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	企業統治委員会	9	0	2	2	0	5	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	企業統治委員会	9	0	2	2	0	5	なし

補足説明 **更新**

企業統治委員会は、代表取締役(2名)、常勤監査役(2名)並びに当社から独立した立場にある社外取締役(2名)及び社外監査役(3名)で構成いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門であるグループ監査室の監査計画・監査結果を適時閲覧するほか、同室から当社及び子会社を対象とした内部監査活動(内部通報制度の運用状況を含む。)について定期的にかつ適時に報告を受けております。
また、会計監査人から監査状況について定期的に報告を受けるとともに、適宜、当社及び子会社を対象とした会計監査人の往査に立ち会っております。
さらに、監査役及び内部監査部門は、リスク管理担当部署から、当社及び子会社における、内部統制の構築・運用状況(リスク管理の実施状況及びコンプライアンス経営の推進状況を含む。)について定期的に報告を受けるなど、内部統制部門との連携を深め、その機能強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土肥 孝治	弁護士													
阪口 春男	弁護士													
石井 淳蔵	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土肥 孝治	○	——	<p>検事総長の経験をもち、現在は弁護士として活躍されていることから、特にコンプライアンス経営の確保の視点からのご意見が期待できるため、社外監査役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。</p> <p>なお、同氏は、証券取引所の定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。</p>
阪口 春男	○	——	<p>現在、弁護士として活躍されていることから、特にコンプライアンス経営の確保の視点からのご意見が期待できるため、社外監査役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。</p> <p>なお、同氏は、証券取引所の定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。</p>
石井 淳蔵	○	——	<p>神戸大学大学院経営学研究科教授等を歴任され、現在、流通科学大学学長として活躍されていることから、経営学の専門家としての高い見識に基づいたご意見が期待できるため、社外監査役として選任し、かつ、独立役員として指定しております。</p> <p>なお、同氏は、証券取引所の定める独立性の判断基準において問題とされうる事項はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、企業価値及び業績の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役位に対して支給される現金報酬と、業績に連動して支給される報酬とから構成いたします。但し、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成いたします。

また、当社取締役会において、当社子会社の阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社の常勤取締役(阪神電気鉄道株式会社の使用人兼務取締役を除く。)に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者

子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、当社子会社である阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社の常勤取締役(阪神電気鉄道株式会社の使用人兼務取締役を除く。)に対して、株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを当社株主と共有することで、中長期的な業績向上とグループ全体の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高める目的で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬は、社内・社外別にその総額を開示しております。
平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。
【取締役】社内取締役:93百万円、社外取締役16百万円
【監査役】社内監査役:10百万円、社外監査役 6百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、取締役会において、以下の方針を決議しております。
取締役の報酬については、企業価値及び業績の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役位に対して支給される現金報酬と、業績に連動して支給される報酬とから構成いたします。但し、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成いたします。
なお、阪急電鉄株式会社又は阪神電気鉄道株式会社の取締役を兼任する者については、同社の報酬の一部として株式報酬型ストックオプションを付与しております。
上記方針に基づき、代表取締役、常勤監査役並びに当社から独立した立場にある社外取締役及び社外監査役で構成する企業統治委員会において、報酬制度及び内容について諮問したうえで、取締役会において報酬について決議いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、それぞれ取締役会及び監査役会の事務局がその補佐を行っており、特に、監査役会事務局には専任のスタッフを配置しております。
さらに、取締役会に付議される議案の内容については、取締役会事務局が、原則として会日の7日前を目途に資料を送付するなど、社外役員の監督・監視機能の向上を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社グループは、純粋持株会社体制を採用しており、事業執行は基本的に傘下のグループ会社が担当し、当社はグループ全体の監視・監督を主要な職務とすることで、監視・監督機能と執行機能を分離した体制としております。

そのような体制のもと、当社は、当社及び当社グループの経営方針、経営戦略等に関わる事項や各コア事業の中期・年度経営計画につき承認する権限を保持するとともに、事業執行会社に対して適時その進捗状況に関する報告を求めるほか、一定金額以上の投資を行う場合など、グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合に、事前に当社の承認を得ることを求めることなどにより、各会社を監視・監督し、グループ全体のガバナンスの向上を図っております。

そのため、上記事項につきましては、社外取締役2名を含む総勢13名(男性13名)で構成される当社取締役会を承認又は報告の場とするとともに、その前置機関として、当社グループの各コア事業の代表者もメンバーに加えた総勢16名(男性16名)で構成されるグループ経営会議を設置しております。

さらに、当社グループでは、グループとしての総合力強化の一環として、資金調達を当社に一元化し、事業執行会社には、当社が承認した経営計画の範囲内において必要な資金が配分される仕組みの整備を推進するなど、資金面でのガバナンスの強化にも努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社グループは、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおり、純粋持株会社体制を採用しており、事業執行は基本的に傘下のグループ会社が担当し、当社はグループ全体の監視・監督を主要な職務とすることで、監視・監督機能と執行機能を分離した体制としております。

これに加え、上記の様々な取組みにより、当社は、監査役設置会社としての現体制を基礎として、今後も継続的にグループ全体のガバナンスの向上を図っていくことが可能であると考えており、現時点では、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社への移行を予定しておりません。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月開催の定時株主総会招集通知は、開催日の19日前(平成27年5月28日)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月開催の定時株主総会は、集中日の10日前(平成27年6月16日)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社が指定する議決権行使サイトにおいて、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。また、招集通知及び決議通知(英訳版を含む。)を当社ホームページに掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知及び決議通知の英訳版を作成しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回(中間・本決算)開催。社長・担当役員が概要を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、アニュアルレポート、招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営企画室に専任の担当者を置き、ご質問等に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「阪急阪神ホールディングス グループ経営理念」において、お客様、お取引先等を大切にする姿勢を表明しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動や地域・社会貢献活動に関する情報は、ホームページにおいて開示しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業活動を行ううえで、業務の適正を確保することを重要なものと認識し、グループ全体を対象として内部統制システムを整備し、適宜見直しを行うことが必要であると考えております。

そのうち、特に、コンプライアンス経営に関する体制としては、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス啓発マニュアルの作成・配布や、コンプライアンスに関する研修の実施により、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図っております。

さらに、内部通報制度として、「企業倫理相談窓口」を設置して、コンプライアンス経営の確保を脅かす事象を速やかに認識するよう努めるとともに、重大な事象が発生した場合、対処方法を検討する委員会を速やかに設置することとしております。

なお、監査専任スタッフからなる社長直轄の内部監査部門を設置して、規程を整備したうえで、当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施しております。

また、リスク管理体制については、当社グループにおけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門又は各グループ会社の所管業務に関するリスクについては各担当部門又は各グループ会社が、それぞれリスク想定・分析を行うとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備することとしております。

さらに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備することとしております。上記事項を規定するリスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク分析やリスク対応の状況については、適時取締役会において報告を行っております。

当社グループにおける業務の適正を確保する体制の構築については、グループ各社の監査役について、監査権限を会計監査に限定せず、業務監査権限まで付与するとともに、いわゆる「内部統制システム」の構築に関する取締役会決議を行うよう、大会社に該当しないグループ各社についても指導しております。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」制度については、規程を整備したうえで、連結ベースで選定した評価対象範囲について経営者評価を実施することで適切に対応しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスや企業防衛の観点から、暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度をとることとしており、その関係遮断を徹底することを基本方針としております。この方針を「内部統制システムの構築の基本方針」において規定するとともに、「阪急阪神ホールディングスグループ コンプライアンスの手引き」においても明確にし、グループ各社の役員や従業員に配付することで浸透を図っております。

さらに、具体的な取組みとして、平時には、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るとともに、グループ各社が締結する契約書において、いわゆる反社会的勢力排除条項を導入することとしております。

また、グループ会社間での情報交換、各種社員研修等を通じて意識の向上・啓発に努めるほか、反社会的勢力の排除に関する地域活動や会合にも積極的に参加しております。

なお、有事の場合には、担当部署を中心に組織的な対応をとることとし、外部の専門家と連携しながら対応いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

20%以上の株券等を取得する買付者等が現れた場合、その目的等を確認する必要性から、新株予約権を事実上当該買付者等以外の株主に付与する買収防衛策を導入しております。

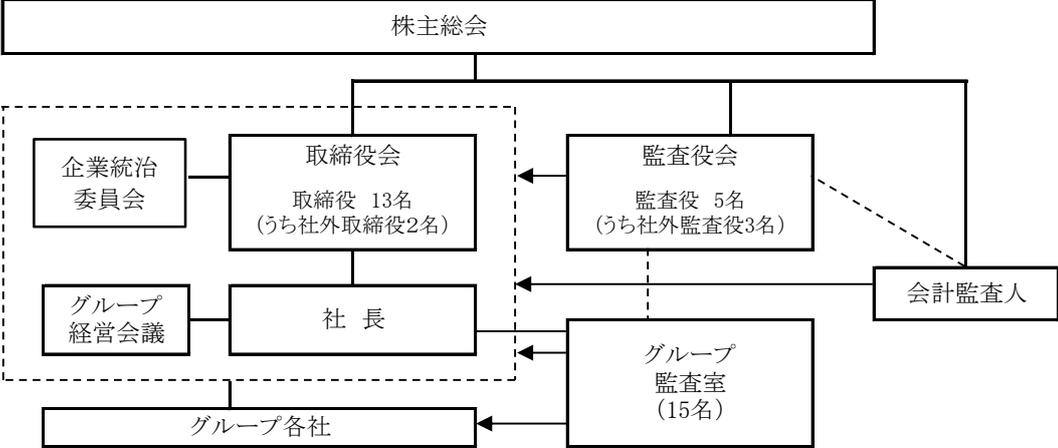
また、本買収防衛策の発動には、独立委員会(委員は、社外取締役及び社外監査役並びに社外の有識者から選任)の判断を求め、その判断を最大限尊重することにより、取締役会による恣意的な発動の可能性を排除しております。

さらに、独立委員会が本買収防衛策の発動につき株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、株主総会に付議することとしております。

なお、本買収防衛策は経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。また、本買収防衛策は、平成27年6月16日開催の定時株主総会において承認を得たものであり、有効期間は3年間としております。

本買収防衛策の詳細については、当社のホームページ(<http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/>)をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【会社情報の適時開示に関する社内体制】

